

本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

1 社会保障・税番号制度について ～ 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理 ～

(1) 制度の概要

国、地方公共団体等の複数の機関が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために、特定の個人を識別する機能を有する番号（マイナンバー）を住民に付し、これを用いて効率的な情報の管理及び利用、各機関間の迅速な情報の授受を可能とする。

平成 28 年 1 月 1 日以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続きなどで、順次申請書等に個人番号の記載が求められる。

(2) 導入の目的と効果

目 的	効 果
公平・公正な社会の実現	○ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正受給を防止
住民の利便性向上	○ 申請時の添付書類（例：課税証明書）の削減による住民の負担軽減
行政事務の効率化	○ 行政機関における情報の照合、入力などに要する時間・労力の削減、正確性の向上

(3) スケジュール

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
▼H27.10	個人番号の付番、通知【通知カードの送付】			
▼H28.1	マイナンバーカードの交付 ・交付枚数（全国、8/31 現在）：約 1, 230 万枚			
	個人番号の利用開始※ （各利用事務において順次）			
		○ 社会保障分野（児童手当、年金の支給） ○ 税分野（確定申告書、法定調書等への記載） ○ 災害対策分野（被災者台帳の作成）		
		▼H29.7.18	情報連携（特定個人情報の照会・提供） 試行運用開始	
		▼H29.11 月中	情報連携本格運用開始 ⇒ <u>課税証明書等の添付書類の省略が可能に</u>	

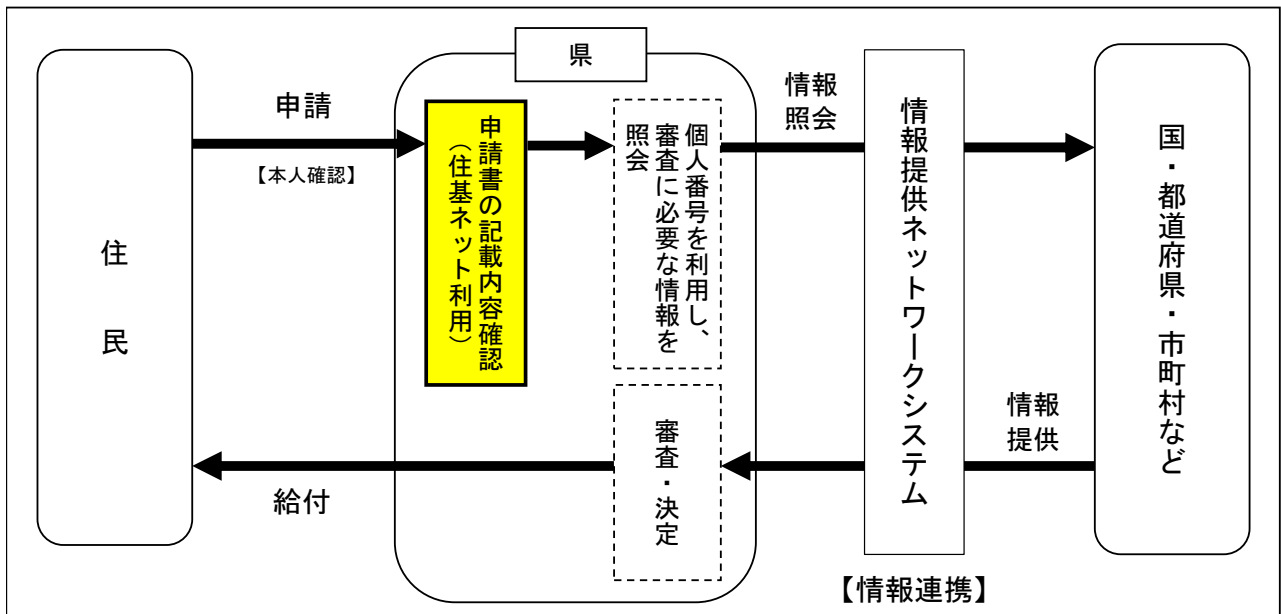
(※) 個人番号の利用：個人番号の収集、対象者情報の管理、社会保障・税・災害対策の分野に限定

2 個人番号利用事務における住基ネットの利用について

《番号法と住民基本台帳法との関係性について》

	番号法	住民基本台帳法
法定事務	別表第1で規定された事務	別表第3・5・6で規定された事務
	住基事務に追加	
<p>○個人番号の利用機関が、住基ネットを利用して個人番号を含む本人確認情報を利用することができるよう番号法別表に規定された事務について住基法別表に規定</p> <p>○これにより、情報連携を行う際、申請書に記載された個人番号等の情報が正確であるか確認することが可能</p>		
条例事務	番号利用条例で規定された事務	住基ネット利用条例で規定された事務
	住基事務に追加	
<p>○地方公共団体では、番号法で規定された事務のほか、番号利用条例で定めた事務についても、個人番号を利用することが可能（番号法第9条第2項）</p> <p>○個人番号の利用機関が、住基ネットを利用して個人番号を含む本人確認情報を利用することができるよう番号利用条例に規定された事務について住基ネット利用条例に規定</p>		

＜個人番号利用事務における事務の流れ（イメージ）＞



3 新たに番号利用条例別表第1に追加する事務について

区分	利用又は提供する事務	対象者及び確認する情報	想定 利用件数	利用又は 提供機関
知事が利用	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付に関する事務	申請書等に記載された保護者の個人番号等の確認	15 件	私学・ 高等教育課
	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の交付に関する事務		200 件	
執行知事関以外 の提供	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	収入額調書等に記載された個人番号等の確認	7,500 件	教育委員会 (特別支援 教育課)

【参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）】

(利用範囲)

第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

【参考：個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（番号利用条例）】

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

【参考：住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（住基ネット利用条例）】

(知事保存本人確認情報を利用する事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(4) 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。

別表において「番号利用条例」という。) 別表第1の右欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

(知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供)

第3条 知事は、法第30条の15第2項の規定により、別表の左欄に掲げる執行機関（以下この条において「知事以外の執行機関」という。）から同表の右欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、次の各号のいずれかに掲げる方法により知事保存本人確認情報を提供するものとする。

左欄	右欄
2 教育委員会	<u>番号利用条例別表第1の右欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの</u>

住基ネット利用事務の拡大に伴うセキュリティ対策について

県独自利用事務を追加することに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務が増えることから、以下3つの側面から引き続きセキュリティ対策を進めたい。

制度面

- ・ 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- ・ 職員の秘密保持義務
- ・ 「本人確認情報」の提供先の制限
- ・ 「本人確認情報」の利用事務を限定

} 住民基本台帳法で規定

技術面

- ・ 専用回線の利用
- ・ ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- ・ 業務権限別の照合情報の登録

など

運用面

- ・ **職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）**
 - ⇒①新規担当職員（現行事務利用課）を対象とした研修会を実施（4月）
 - ⇒②**新規事務利用課職員に対し、住基ネット利用開始前に研修会を実施**
- ・ **業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策**
 - ⇒業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- ・ **物理的なセキュリティ対策**
 - ⇒入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- ・ **システム管理に関するセキュリティ対策**
 - ⇒磁気ディスクやドキュメント（書類）の適切な管理、ログや操作履歴の徹底管理
- ・ **委託業者の管理**
 - ⇒契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視

自己点検、内部監査、外部監査によりチェック

住民基本台帳ネットワークシステム 平成 30 年度以降の監査の実施について

1 基本的な考え方

- 自己点検は、新規事務利用担当課を含め全機関で実施する。
- 全ての事務利用担当課（新規事務利用担当課を含む）を対象に、3年間で内部監査又は外部監査のいずれかを実施する。
- 新規事務利用担当課については、原則利用開始年度に内部監査を実施する。ただし、内部監査時点で利用実績のない課については、翌年度以降に実施する。
- 外部監査については、本庁及び現地機関において各1箇所実施する。

2 年度別計画

上記の考え方を踏まえ、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、平成 29 年度から 31 年度までの年度別計画を見直す。

【年度別計画(案)】

年 度	監査対象所属	
	内部監査	外部監査
平成 29 年度	こども・家庭課、地域福祉課、保健・疾病対策課、障がい者支援課、建築住宅課、高校教育課、諏訪地域振興局、木曾地域振興局	職員課、南信州地域振興局
平成 30 年度	地域振興課、 <u>私学・高等教育課</u> 、山岳高原観光課、国際観光推進室、公営住宅室、 <u>特別支援教育課</u> 、国際課、上田地域振興局、長野地域振興局	税務課、上伊那地域振興局
平成 31 年度	消防課、農業政策課、交通指導課、監査委員事務局、佐久地域振興局、松本地域振興局、北アルプス地域振興局	ものづくり振興課、北信地域振興局

※下線は、新規事務利用担当課

3 監査人

- (1) 内部監査 セキュリティ責任者、ネットワーク管理者又はこれらの指定する者
- (2) 外部監査 別に定める一定の資格・能力を有する外部の監査人